

廃炉発官R1第171号
令和元年12月24日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

- 「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」
廃スラッジ回収施設の設置に伴い、下記の通り変更を行う。

目次

- ・廃スラッジ回収施設の設置に伴う変更

II 特定原子力施設の設計，設備

2.5 汚染水処理設備等

本文

- ・廃スラッジ回収施設の設置に伴う記載の変更
- ・廃スラッジ保管容器発生に伴う記載の変更

添付資料－3

- ・廃スラッジ保管容器発生に伴う記載の変更

2.7 電源系統設備

添付資料－2

- ・現場状況に合わせた記載の適正化

添付資料－3

- ・現場状況に合わせた記載の適正化

2.47 廃スラッジ回収施設

本文

- ・廃スラッジ回収施設の基本設計・基本仕様を新規記載

添付資料－1

- ・廃スラッジ回収施設の機器配置図を新規記載

添付資料－2

- ・廃スラッジ回収施設の系統概略図を新規記載

添付資料－3

- ・廃スラッジ回収施設の具体的な安全確保策を新規記載

添付資料－4

- ・廃スラッジ回収施設に係る確認事項を新規記載

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3章 体制及び評価

第5条

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に伴う変更

第6章 放射性廃棄物管理

第40条

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に伴う変更

附則

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に伴う変更

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

第3章 体制及び評価

第5条

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に伴う変更

附則

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に伴う変更

第3編 保安に係る補足説明

2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明

2.2 線量評価

2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に伴う線量評価結果，関連記載の変更

以 上